

平成 29 年度 2 月 韮崎市農業委員会議事録

1. 開催日時 平成 30 年 1 月 25 日 (木) 15 : 00 ~ 16 : 00

2. 開催場所 韮崎市役所 別館 201 会議室

3. 出席委員 (30 人)

農業委員			農地利用最適化推進委員		
1 番	柳本	進	1 番	瀧田	正充
2 番	中村	正三	3 番	近藤	友文
3 番	相山	泰	4 番	横森	一郎
4 番	小澤	豊	5 番	欠瀬	勝男
5 番	岩村	栄比古	6 番	山岸	健司
6 番	小川	龍馬	7 番	嶋津	榮男
7 番	神谷	昇次	8 番	佐藤	安茂
8 番	守屋	勝弥	9 番	田邊	幸男
9 番	矢巻	文司	1 2 番	清水	寛文
1 0 番	笹本	武光	1 3 番	漆原	富士夫
1 1 番	藤巻	正朝	1 4 番	上野	和雄
1 2 番	功刀	福幸			
1 3 番	小野	弘文			
1 4 番	久保田	一弘			
1 5 番	矢崎	貢太郎			
1 6 番	矢崎	清香			
1 7 番	齊藤	一成			
1 8 番	横内	金弥			
1 9 番	新奥	長生			

欠席委員 (3 名)

- 2 番 渡邊 昭夫 (農地利用最適化推進委員)
- 1 0 番 根岸 喜長 (農地利用最適化推進委員)
- 1 1 番 山本 幸治 (農地利用最適化推進委員)

4. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会議書記の指名
- 第 3 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による申請の承認について 6 件
- 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による申請の承認について 1 件
- 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による申請の承認について 4 件
- 議案第 4 号 経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農地利用集積計画の承認について 1 2 件
- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による届出について 1 件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長	戸島	雅美
書記次長	飯野	一伸

書記（主幹）

梶 喜美子

## 6. 会議の概要

事務局次長

只今から平成 29 年度 1 月 葦崎市農業委員会を開会いたします。はじめに、柳本会長よりあいさつをお願いします。

会 長

（会長あいさつ）

事務局次長

それでは、葦崎市農業委員会会議規則第 5 条により、本日の議案審議については会長が議長をとめます。議事の進行をお願いします。

議 長

本日、出席委員は 19 名中 19 名で、定足数に達しております。

次に、葦崎市農業委員会会議規則第 16 条第 3 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

では、12 番 功刀委員、13 番 小野委員をお願いいたします。会議書記には事務局職員の飯野氏と梶氏を指名いたします。

なお、葦崎市農業委員会会議規則第 12 条第 2 項により農地利用最適化推進委員の出席を許可します。そして、発言についても同会議規則第 12 条第 3 項に基づき議長が指名することで発言してください。それでは、概要説明と会務報告を事務局よりお願いします。

事務局長

それでは概要説明に入らせていただきます。

議案第 1 号	農地法第 3 条の規定による申請の承認について	6 件	2,428 m <sup>2</sup>
議案第 2 号	農地法第 4 条の規定による申請の承認について	1 件	126 m <sup>2</sup>
議案第 3 号	農地法第 5 条の規定による申請の承認について	4 件	1,104 m <sup>2</sup>
議案第 4 号	経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農地 利用集積計画の承認について	12 件	39,371 m <sup>2</sup>
報告第 1 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について	1 件	7,564 m <sup>2</sup>

となります。

次に、会務報告ですが 1 月 9 日、山梨県農業会議常設常任議員会議に柳本会長に出席していただきました。

議 長

ただ今の報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

以上で概要説明と会務報告を終わります。

それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事

務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集1ページをご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は、所有権の移転に関するもの6件であります。

受付番号1番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

受付番号2番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換のための所有権移転の申請であります。

受付番号3番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）相互に交換のための所有権移転の申請であります。

受付番号4番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号5番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）耕作地続きのための所有権移転の申請であります。

受付番号6番（土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明）営農拡大のための所有権移転の申請であります。

各案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可案件の全てを満たすと考えます。

議 長

これより質疑に入ります。質問、意見等がございますか。

（質問意見なし）

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号、受付番号1番から6番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第1号、受付番号1番から6番は原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による申請の承認について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集3ページをご覧ください。今月の農地法第4条の許可申請は1件であります。

受付番号1番（土地の所在・申請人についての説明）申請地は市役所北約400mで駐車場の転用申請であります。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員からの報告になります。

受付番号1番について、瀧田委員をお願いします。

瀧田委員

申請地は農地としての利用価値はありません。周辺は市街化されており、転用に問題ないと思われますので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第2号、受付番号1番について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号、受付番号1番については、原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

次に、議案第3号「農地法第5条の規定による申請の承認について」を、議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

それでは、議案集の4ページをご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は4件です。受付番号1番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は穂坂小学校西約600mで、太陽光発電施設の申請です。受付番号2番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は葦崎北東小東約300mで、個人住宅建設の申請です。受付番号3番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は七里岩トンネル入口の北約50mで、駐車場の申請です。受付番号4番(土地の所在・譲渡人・譲受人についての説明)申請地は新府駅南西約250mで駐車場の造成です。

議 長

ただいまの事務局の説明に関連して、各地区担当委員からご報告をお願いします。受付番号1番について近藤委員をお願いします。

近藤委員

申請地は数年耕作されていないため荒廃しており、隣接には太陽光発電施設が有ります。近隣には説明済なので許可相当と思います。

議 長

受付番号2番について岩村委員をお願いします。

岩村委員

申請地は学校周辺でこれから宅地化が進んでいくと思われます。周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

受付番号3番について欠瀬委員をお願いします。

欠瀬委員

申請地はアパートの裏で農地としての利用価値はないと思われますので、許可相当と思います。

議 長

受付番号4番について神谷委員お願いします。

神谷委員

申請地は農地として使用した形跡はなく、今後も耕作地としての利用価値はないと考えます。周辺は宅地化が進行しており、周辺農地への影響もないので許可相当と思います。

議 長

これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第3号、受付番号1番から4番について原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第3号、受付番号1番から4番については原案のとおり許可相当として県知事に意見書を送付いたします。

議 長

次に、議案第4号「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画の承認について」を事務局より説明をお願いします。

事務局

議案集5ページをご覧ください。韮崎市農地利用集積計画の承認を求められています。新規の利用権設定が9件、再設定が3件です。

受付番号1番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 35,000円/年、作物: 水稲、期間: 5年、再設定です。

受付番号2番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 30,000円/年、作物: ぶどう、期間: 10年、再設定です。

受付番号3番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 5,000円/年、作物: 水稲、期間: 5年、新規設定です。

受付番号4番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 5,000円/年、作物: 桃、期間: 3年、新規設定です。

受付番号5番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 10,000円/年、作物: 水稲、期間: 5年、新規設定です。

受付番号6番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 10,000円/年、作物: 水稲、期間: 10年、新規設定です。

受付番号7番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 18,000円/年、作物: 水稲、期間: 5年、再設定です。

受付番号8番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 18,000円/年、作物: ぶどう、期間: 15年、新規設定です。

受付番号9番(土地の所在・貸付人・借受人についての説明) 賃借料: 34,130円/年、作物: ぶ

どう、期間：10年、農地中間管理事業です。

受付番号10番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：10,800円/円、作物：水稲、期間：10年、農地中間管理事業です。

受付番号11番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）賃借料：48,520円/年、作物：水稲、期間：10年、農地中間管理事業です。

受付番号12番（土地の所在・貸付人・借受人についての説明）使用賃借、作物：水稲、期間：10年、農地中間管理事業です。

以上の計画申請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

議長

これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議長

よろしいですか。それでは採決いたします。議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長

全員賛成ですので、議案第5号、「経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用集積計画について」は原案のとおり承認いたします。

次に、報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局

今月の報告案件について説明いたします。

（報告第1号の説明）

議長

報告案件について、事務局より説明が終わりました。

報告案件ですので質疑等は省略いたします。

引き続き、「農地利用状況調査結果」についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

事務局

皆様のご協力により、農地の利用状況調査が終了しました。詳細については、担当より説明いたします。

（担当説明）

以上で、本日の議案の審議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

(発言なし)

議 長

それでは、以上をもちまして平成29年度1月蕪崎市農業委員会議案審議を終了いたします。

事務局次長

上野推進委員長より閉会のあいさつをお願いします。

上野推進委員長

あいさつ

事務局次長

ありがとうございました。

議事に参与した者の職、氏名

飯野 一伸 書記

梶 喜美子 書記

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名する。

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_